

マネージメント・レター No.269  
年末調整のチェックポイント

今年も年末調整の時期が来ました。平成 23 年の年末調整から適用される項目としては、主たるものとして平成 22 年度に改正された扶養控除・配偶者控除・障害者控除があります。これらの改正項目を以下で確認してみましょう。

【扶養控除】

- ・従来の扶養親族のうち、16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されました。
- ・従来の特定扶養親族のうち、16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の加算額(25 万円)が廃止され、一般の扶養控除(38 万円)が適用されます。なお、19 歳以上 23 歳未満の者については従来通り 63 万円(38 万円+25 万円)の控除が受けられます。
- ・扶養親族が同居の特別障害者である場合の扶養控除額に 35 万円を加算する特例が廃止されました。

【配偶者控除】

- ・控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合の扶養控除額に 35 万円を加算する特例が廃止されました。

【障害者控除】

- ・上記扶養控除及び配偶者控除における同居特別障害者の 35 万円加算の廃止に伴い、同居特別障害者の特別障害者控除額が一般の場合の 40 万円に 35 万円を加算した 75 万円とされました。

【平成 24 年分以後の適用項目】

- ・生命保険料控除が改正され、介護医療保険料控除が創設されました。
- ・年末調整に直接関わるものではありませんが、自動車通勤等の通勤手当の非課税限度額のうち、片道通勤距離が 15 km 以上の場合の限度額について公共機関の定期券代等への置き換えができなくなりました。

 **今月のワンポイント** 

政府の要請により、冬の節電の呼びかけが 12 月 1 日から始まりました。今回は 3 月 30 日までの 4 ヶ月なので、夏場よりも長いですね。これは電力使用制限令ではないので強制力はありませんが、これを機に更に節電への意識が高まるのではないのでしょうか。北海道では節電しつつも暖かく過ごす工夫をして、冬を楽しく過ごしたいですね。